

女川町耐震改修促進計画

平成20年 4月 策定

令和 3年 3月 改定

令和 8年 3月 改定

女 川 町

はじめに	1
第1章 計画の基本的事項.....	2
1-1 計画の目的	2
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間.....	2
1-4 計画の対象区域および対象建築物	3
(1) 対象区域	3
(2) 対象建築物	3
第2章 建築物の耐震化の現状	4
2-1 住宅の耐震化の現状	4
2-2 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状(特定建築物)	5
2-3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状	6
2-4 公共建築物(町有建築物)の耐震化の現状	8
2-5 指定緊急避難場所・指定避難所の耐震化の現状	9
第3章 建築物の耐震化の目標	10
3-1 耐震化の目標	10
(1) 住宅.....	10
(2) 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物	11
(3) 耐震診断義務付け対象建築物	11
(4) 町有建築物	12
(5) 指定緊急避難場所・指定避難所	12
第4章 建築物の耐震化を促進するための施策	13
4-1 耐震化の基本的な考え方	13
(1) 建築物の所有者による主体的な取組	13
(2) 町の役割.....	13
4-2 住宅の耐震化を促進するための施策	13
(1) 普及啓発の実施	13
(2) 各種支援の実施	14
4-3 多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するための施策	15
(1) 特定建築物の耐震化	15
(2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化	15

第5章 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	16
5-1 取組の目的	16
5-2 位置づけ	16
5-3 対象となる区域と建物	16
5-4 耐震化に係る取組内容	16
5-5 目標	17

■用語について

名称	用語の意味
耐震改修促進法	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の略称。地震による建築物の倒壊等から国民の生命、身体および財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進に関する措置を講じることを目的とした法律。
旧耐震基準	昭和56年(1981)5月31日以前に適用されていた建築基準法の耐震基準。
新耐震基準	昭和56年(1981)6月1日に施行された建築基準法の耐震基準。
耐震診断	既存の建築物の構造的な強度を調べ、想定される地震に対する安全性(耐震性)を調査・評価すること。
耐震改修	耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断された建築物に対し、地震に対する安全性を向上させるために行う工事や補強のこと。
既存耐震不適格建築物	建築された時点では当時の法令に適合していたものの、その後の法令改正により、現在の法令基準に適合しなくなった建築物。
特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち、一定の用途、規模に該当する多数の者が利用する建築物。
耐震診断義務付け対象建築物	耐震改修促進法に基づき、特定の規模や用途の建築物に対して耐震診断の実施が義務付けられている建築物。耐震診断義務付け対象建築物には以下の2種類がある。 1) 要緊急安全確認大規模建築物 2) 要安全確認計画記載建築物
要緊急安全確認大規模建築物	昭和56年5月以前(旧耐震基準)に建築された規模以上かつ多数の者が利用する建築物など、社会的影響の大きい建築物。
要安全確認計画記載建築物	昭和56年5月以前(旧耐震基準)に建築された建築物のうち、次のいずれかに該当する建築物。 1) 防災拠点建築物 市町村地域防災計画に大規模地震が発生した場合に避難所として利用することが記載され、かつ、宮城県耐震改修促進計画に防災拠点として記載された建築物。 2) 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 宮城県または市町村が指定する避難路沿道建築物のうち、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物および組積造の塀。
高齢者向けの耐震改修融資制度	住宅・土地を担保にして、金融機関から耐震改修工事の費用を借り入れることができる、高齢者向けの融資制度。一般的な住宅ローンと異なり、借入者の死亡時に担保となる住宅・土地を売却することで借入金を一括返済する仕組み。

はじめに

我が国は、世界有数の地震大国であり、いつ、どこで巨大地震が発生してもおかしくない状況にあります。宮城県においても、将来的な宮城県沖地震の発生が指摘されており、地震災害への備えは、町民の生命と財産を守る上で極めて重要な課題です。

過去の大地震を振り返ると、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災では、多くの住宅・建築物が倒壊し、甚大な人的被害をもたらしました。この教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)」が制定されました。その後も全国各地で大規模地震が相次ぐ中、平成23年(2011年)の東北地方太平洋沖地震(以下、「東日本大震災」という。)が発生し、これまでの想定をはるかに超える地震と津波により、多くの町民の尊い命が奪われ、町全体が壊滅的な被害を受けました。この経験は、建築物の耐震化が災害に強いまちづくりの基盤であることを改めて私たちに認識させるものでした。

地震は、私たちの身近なところでいつ起こっても不思議ではない自然災害であり、平時から被害を最小限にとどめるための備えが不可欠です。特に、住宅や建築物の耐震化は、被害の軽減に直結する重要な取組であり、計画的に推進していくことが強く求められています。

本計画は、町民の生命と財産を守るために、本町が住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。これまでの取組に加え、社会情勢や法制度の変化、国や県が示す新たな耐震化目標等を踏まえ、既存の計画を見直し、さらなる取組の強化を図ります。すべての町民が安心して暮らせる、地震に強い安全なまちの実現を目指して、今後も耐震化の推進に取り組んでまいります。

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

本計画は、地震により想定される被害を軽減することを目指します。建築物の耐震診断および耐震改修を計画的かつ総合的に推進し、耐震性の向上を図ることで、地震の被害から町民の生命と財産を守ります。これにより、災害に強い安全なまちづくりを実現することを目的とします。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき定めるものです。

本計画の策定に当たっては、「宮城県耐震改修促進計画」、「女川町地域防災計画」、「女川町国土強靱化計画」等の関連計画との整合を図るものとします。

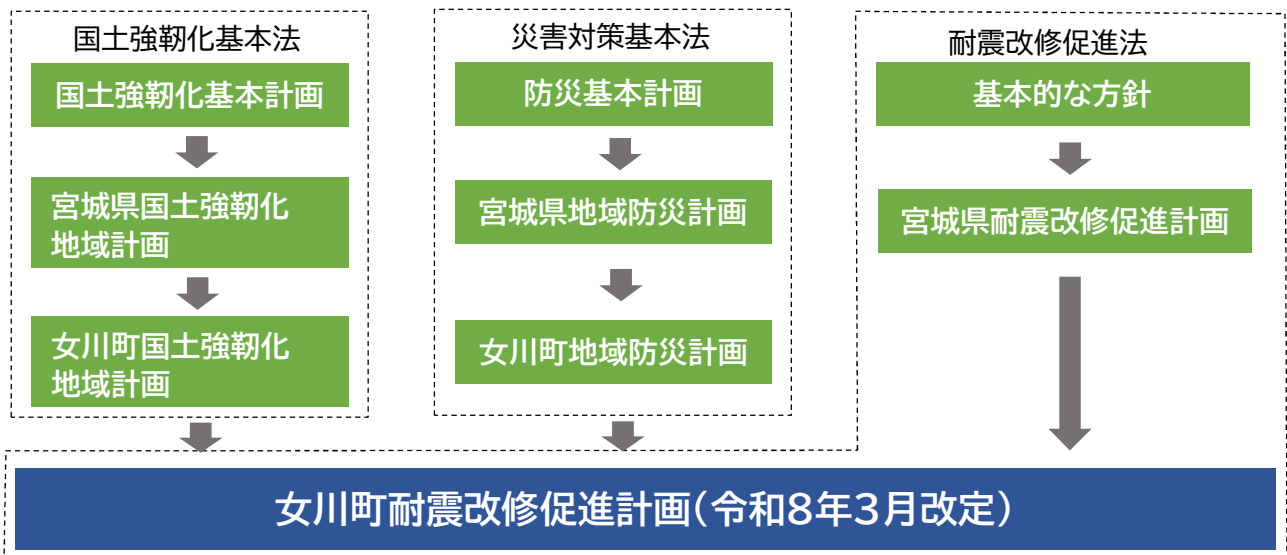


図 1-1 計画の位置づけ

1-3 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）までの6年間を計画期間とします。なお、国や宮城県の動向や計画の進捗状況などに対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

1-4 計画の対象区域および対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、女川町全域とします。

(2) 対象建築物

本計画の対象建築物は、原則として建築基準法における昭和56年5月以前（旧耐震基準）に建てられた既存耐震不適格建築物を対象とします。これらは、建築物の用途、規模、構造にかかわらず、耐震性が不足している建築物を対象とします。

中でも、耐震診断および耐震改修の目標を設定して重点的に取り組むものは、次のとおりとします。










- 1) 住宅
- 2) 耐震改修促進法によって定められた特定既存耐震不適格建築物
- 3) 耐震改修促進法によって定められた耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物および要安全確認計画記載建築物）
- 4) 町有建築物
- 5) 指定緊急避難場所・指定避難所

2-2 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状(特定建築物)

特定建築物の耐震化の現状をみると、昭和56年5月以前(旧耐震基準)に建てられた特定建築物は6棟あり、そのうち4棟が耐震性のある建築物です。これに、昭和56年6月以降(新耐震基準)に建てられた建築物34棟を合わせると、耐震性のある建築物は合計38棟となります。このことから、本町における特定建築物の耐震化率は約95.0%となります。

表 2-2-1 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

単位:棟

法	区 分		建築物総数 (棟) ①	旧耐震基準 建築物数 ②	新耐震基準 建築物数 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率(%) ⑦ (⑥/①)
				うち 耐震性有り③			
法 第 1 4 条 第 1 号	防災対策施設	庁舎	1	0 	1	1	100.0%
	避難施設	学校、体育館	2	0 	2	2	100.0%
	医療施設	病院	1	0 	1	1	100.0%
	社会福祉施設等	老人ホーム等	1	0 	1	1	100.0%
	不特定多数の者が 利用する建築物	ホテル・旅館	4	2 	2	2	50.0%
	特定多数の者が 利用する建築物	共同住宅、寄宿舎、事務所、工 場等	31	4 	27	31	100.0%
	合 計		40	6 	34	38	95.0%
第 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		0	0 	0	0	0.0%
合 計			40	6 	34	38	95.0%

資料:特定建築物等の耐震化状況調査(令和7年(2025年)4月1日)

2-3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法に基づき耐震診断の実施および耐震診断の結果の報告が義務付けられている建築物のうち、要安全確認計画記載建築物は本町にはありません。一方、要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物は3棟ありますが、これらはいずれも耐震性のない建築物と推定されます。

したがって、本町における耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震化率は0.0%となります。

表 2-3-1 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況

単位：棟

法	区 分	旧耐震基準 建築物数 ①	耐震化率(%) ②/①
		うち 耐震性有り②	
法第7条	要安全確認計画記載建築物	0	-
		0	
附則第3条第1項	要緊急安全確認大規模建築物	3	0.0%
		0	
合 計		3	0.0%
		0	

資料：特定建築物等の耐震化状況調査（令和7年（2025年）4月1日）



資料：オープンデータみやぎ(令和6年(2024年)3月現在)

図 2-1 緊急輸送道路の指定状況

2-4 公共建築物(町有建築物)の耐震化の現状

町有建築物については、昭和56年5月以前(旧耐震基準)に建てられた5棟は、耐震改修済み(4棟)または耐震診断で安全性が確認済み(1棟)です。これに、昭和56年6月以降(新耐震基準)に建てられた390棟を合わせた全ての町有建築物で耐震性が確保されています。

※公共建築物の耐震化状況の集計に当たっては、延床面積が小さく、構造上の重要度が低い施設として、四阿(あずまや)、番屋、休憩所、倉庫、公衆トイレなどの付帯施設は集計対象から除外しています。

表 2-4-1 町有建築物の耐震化の状況

単位:棟

区分	建築物総数 (棟) ①	旧耐震基準 建築物数 ②	新耐震基準 建築物数 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率(%) ⑦ (⑥/①)
		うち 耐震性有り③			
庁舎	2	0	2	2	100.0%
学校施設	4	0	4	4	100.0%
社会福祉施設	2	0	2	2	100.0%
体育施設	4	1	3	4	100.0%
集会所	32	0	32	32	100.0%
観光施設	1	0	1	1	100.0%
地域交流センター	1	0	1	1	100.0%
保育所	2	1	1	2	100.0%
病院	1	0	1	1	100.0%
卸売市場	4	0	4	4	100.0%
火葬場	1	0	1	1	100.0%
住宅・宿舎等	320	0	320	320	100.0%
消防施設	10	0	10	10	100.0%
防災備蓄施設	1	0	1	1	100.0%
放射線防護施設	3	1	2	3	100.0%
その他	7	2	5	7	100.0%
合計	395	5	390	395	100.0%

資料:公有固定資産台帳(令和7年(2025年))

2-5 指定緊急避難場所・指定避難所の耐震化の現状

指定緊急避難場所・指定避難所については、昭和56年5月以前（旧耐震基準）に建てられた3棟は、耐震改修済み（2棟）または耐震診断で安全性が確認済み（1棟）です。これに、昭和56年6月以降（新耐震基準）に建てられた38棟を合わせた全ての建築物で耐震性が確保されています。

表 2-5-1 2-5 指定緊急避難場所・指定避難所の耐震化の状況

単位：棟

区分	建築物総数 ①	旧耐震基準 建築物数 ②	新耐震基準 建築物数 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率(%) ⑦ (⑥/①)
		うち 耐震性有り③			
指定緊急避難所・指定避難所	41	3	38	41	100.0%
		3			

資料：女川町地域防災計画 資料編（令和6年（2024年）3月）

第3章 建築物の耐震化の目標

3-1 耐震化の目標

(1) 住宅

国の基本方針では、「令和17年度(2035年度)までに耐震性が不十分なものをおおむね解消する」ことを目標としています。これを受け、宮城県では、国の目標及び現状を踏まえ、令和12年度末までに耐震化率を96%以上にする目標を設定しています。

本町も、国や県と連携し、令和17年度(2035年度)までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを最終目標とし、本計画期間の目標として令和13年度(2031年度)までに耐震化率96%以上の達成を目指します。今後も引き続き、耐震化に対する普及活動や支援策を実施するとともに、建て替えや住み替えなども含めた適切な助言等を行うことで、着実に耐震化を促進していきます。

表 3-1-1 住宅の耐震化率の目標

前回の耐震化率 (令和2年度)	現況の耐震化率 (令和7年度)	今回計画の耐震化率の目標 (令和13年度)
85.5%	89.4%	96%以上
	(参考) 前回同様の推計方法 88.5%	

※住宅の耐震化率の推計方法の変更について

住宅の耐震化率の推計に当たっては、「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」に基づき推計しており、前回計画の推計方法とは異なります。

- ・国土交通省の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会(令和2年5月)」において、従来の耐震化率の推計方法では、データが古く、実態を正確に反映できていない可能性があるとの指摘がありました。これを受け、提言では、耐震診断のサンプル数が多く、より正確に耐震改修の実態を反映できる新しい推計方法を採用することが適切とされました。
- ・この提言に基づき、本町の住宅の耐震化率の推計に当たっては、提言に記載されている推計方法に準じて、住宅・土地統計調査(令和5年(2023年))のデータから、まず宮城県全体の推計値を算出し、その割合を、本町の固定資産課税台帳に基づく住宅の実績値に適用することで、本町の耐震化率として算出しています。

(2) 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

地震による被害の軽減を図るため、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物については、令和13年度(2031年度)までに、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを本計画の目標とします。

民間建築物の耐震化は、所有者の将来計画や資金確保などの様々な事情により時間を要することが想定されます。そのため、個別の状況を勘案しながら、耐震化の普及啓発、耐震診断および耐震改修への誘導等に努めていきます。

表 3-1-2 多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化率の目標

前回の耐震化率 (令和2年度)	現況の耐震化率 (令和7年度)	今回計画の耐震化率の目標 (令和13年度)
78.7%	95.0%	おおむね解消

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

国の基本方針では、「要緊急安全確認大規模建築物については令和12年度(2030年度)までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消する」ことを目標としています。これを受け、宮城県でも同様の目標を設定しています。

本町では、令和13年度(2031年度)までに要安全確認計画記載建築物(緊急輸送道路沿道建築物)をおおむね解消することを目標とします。

表 3-1-3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標

区 分	前回の耐震化率 (令和2年度)	現況の耐震化率 (令和7年度)	今回計画の耐震化率の目標 (令和13年度)
要緊急安全確認大規模建築物	該当なし	該当なし	該当なし
要安全確認計画記載建築物	0.0%	0.0%	おおむね解消

(4) 町有建築物

町有建築物については、既に全ての建築物で耐震性が確保されていることが確認されているため、新たに耐震化率の目標は設定しません。

表 3-1-4 町有建築物の耐震化率の目標

前回の耐震化率 (令和2年度)	現況の耐震化率 (令和7年度)	今回計画の耐震化率の目標 (令和13年度)
64.2%	100%	—

(5) 指定緊急避難場所・指定避難所

指定緊急避難場所・指定避難所については、既に全ての建築物で耐震性が確保されていることが確認されているため、新たに耐震化率の目標は設定しません。

表 3-1-5 指定緊急避難場所・指定避難所の耐震化率の目標

前回の耐震化率 (令和2年度)	現況の耐震化率 (令和7年度)	今回計画の耐震化率の目標 (令和13年度)
69.4%	100%	—

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

4-1 耐震化の基本的な考え方

建築物の耐震化を促進するためには、女川町と建築物の所有者がそれぞれの役割を分担し、協力・連携して取り組むことが不可欠です。

(1) 建築物の所有者による主体的な取組

建築物の耐震化は、所有者が自らの問題として主体的に取り組むことを原則とします。また、地震による建築物の倒壊が道路の閉塞や火災などの二次災害を引き起こし、地域全体の安全に深刻な影響を与えるリスクがあることを認識し、積極的に耐震化に努める必要があります。

(2) 町の役割

町は、建築物の耐震化を促進するため、以下の役割を担います。

■所有者への支援

県と連携し、相談体制の充実、情報提供、補助制度の拡充を通じて、建築物の所有者の耐震化への取組を支援します。

■防災拠点等となる建築物の耐震化

町民の生命と財産を守るため、多数の者が利用する建築物と、災害時の活動拠点や指定避難所などの防災拠点建築物の耐震化を推進します。これらの重要な役割を担う建築物については、耐震性の確保と維持管理に優先的に取り組みます。

■啓発と情報提供

広報活動や情報提供などを通じて、耐震化の重要性や地震災害のリスクについて町民への周知を図ります。また、耐震診断や耐震改修に関する情報提供や相談対応を強化し、所有者の耐震化への取組を支援します。

4-2 住宅の耐震化を促進するための施策

(1) 普及啓発の実施

●広報紙やホームページによる情報提供

広報おながわや町のホームページなどを活用して、耐震化の必要性や地震被害のリスク、補助制度、相談窓口などの情報を分かりやすく提供し、定期的かつ継続的な情報発信を行います。

●パンフレットによる普及啓発

耐震改修に関する情報をわかりやすく紹介するパンフレットを配布し、耐震化の必要性や、利用可能な補助制度の内容について周知します。

●パネル展示による普及啓発

耐震化の重要性や補助制度に関するパネル展示を実施し、情報提供を行うことで、実際の耐震化へつながる機会づくりを推進します。

●住宅への戸別訪問の継続

町内の住宅（一般的に耐震性が低いとされる昭和56年5月以前（旧耐震基準）に建てられた木造住宅）を対象に、職員が直接訪問し、情報提供を行います。耐震化の必要性や地震災害のリスクを具体的に説明し、利用可能な補助制度の内容や手続きについて丁寧に案内することで、住民が抱える不安や疑問を解消します。これにより、耐震診断の実施を促し、耐震改修へとつなげます。

●リフォーム等に合わせた耐震化に向けた取組

住宅のリフォームやバリアフリー改修は、耐震補強工事を同時に行うことで費用や工事期間を効率化できます。町は、改修を検討する住宅の所有者に対してこの利点を伝え、耐震診断や改修に関する情報を提供することで、安心して工事を実施できる環境づくりを整えます。

●空き家バンクとの連携

町の空き家バンクの登録者に対して、耐震診断や耐震改修、リフォームに関する補助制度の案内を行うことで、空き家バンクと連携した耐震化の促進を図ります。

●高齢者向けの耐震改修融資制度の活用検討

高齢者の耐震改修にかかる費用の負担を軽減し、耐震化の促進を図るため、高齢者向けの住宅ローンの活用を検討します。

(2) 各種支援の実施

●耐震診断、耐震改修に向けた支援

耐震診断や耐震改修に関する各種支援を実施し、住民の経済的な負担の軽減と、技術的な支援を行います。具体的には、対象となる木造住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断の実施および診断結果に基づく改修計画案の作成、そして耐震改修計画に基づく改修設計および改修工事費用の一部助成を行います。取り組みにあたっては、昭和56年5月以前（旧耐震基準）に建てられた木造住宅の耐震化を優先して推進します。あわせて、進捗状況を注視しながら、昭和56年（1981年）6月から平成12年（2000年）5月までに建てられた木造住宅についても助成対象に加えることを検討し、段階的な支援の拡充を図ります。

また、相談窓口を設けることで、耐震化に関する住民の疑問に対応し、必要な情報を提供します。

●被災した宅地における復旧工事との連携

町では自然災害などにより被災した宅地の早期復旧を図るため、復旧工事（地盤改良等）に係る費用の一部を補助しています。合わせて、この復旧工事の機会を捉え、住宅の耐震改修工事を同時に実施するよう働きかけ、宅地の安全性向上と住宅の耐震化を一体的に促進します。

●住宅の耐震改修促進に向けた固定資産税の減額措置の継続

住宅の耐震改修を促すため、固定資産税の減額措置を継続して実施します。申請手続きや適用条件を広報おながわや町ホームページ等でわかりやすく発信し、制度を広く周知することで、耐震改修の促進につなげます。

4-3 多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するための施策

(1) 特定建築物の耐震化

●耐震化の必要性の周知と理解促進

建築物の所有者に対し、耐震診断や改修の必要性を丁寧に説明し、その重要性への理解を深めてもらうよう努めます。早期の耐震改修を促すとともに、改修方法や補助制度の活用について情報提供を行うことで、円滑な耐震改修を支援します。また、法令遵守と安全確保の必要性を継続的に周知し、耐震化を確実に進めます。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化

●緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

地震による建築物の倒壊が緊急輸送道路を閉塞し、災害時の救援や避難活動を妨げることがないように、沿道建築物の所有者に対し、早期の耐震診断実施を促します。診断結果に基づき、所有者へ利用可能な補助制度を案内し、耐震化に向けた取組を支援します。

●倒壊の危険性の高いブロック塀等の耐震化促進

町は、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞や通行人への被害を未然に防ぐため、通学路または避難路に面したブロック塀等について定期的に点検します。点検の結果、倒壊の危険性が高いと判断されたブロック塀等については、除却に要する費用の一部を助成します。これにより、所有者の経済的な負担を軽減し、早期の安全対策を促進します。

第5章 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

5-1 取組の目的

本プログラムは、女川町耐震改修促進計画に定めた耐震化の目標に向け、住宅の耐震化に係る具体的な行動を定めることにより、住宅の耐震化を推進することを目的とします。

5-2 位置づけ

本プログラムは、女川町耐震改修促進計画の実施計画として位置づけます。

5-3 対象となる区域と建物

本プログラムの対象区域は、本町の耐震化の状況から町内全域とします。
対象建物は、町内の耐震性を満たしていない木造住宅とします。

5-4 耐震化に係る取組内容

女川町耐震改修促進計画の計画期間中における取組内容は、次のとおりとします。

1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化への働きかけ

- 町内の住宅を対象に、職員が直接訪問し、耐震化の必要性や地震災害のリスクを説明し、補助制度の内容や手続きについて案内します。

2) 耐震診断実施者に対する耐震化への働きかけ

- 耐震診断を実施し、耐震性がないと判定された住宅で、耐震改修を実施していない住宅所有者に対して耐震改修の実施に向けて働きかけます。

3) 耐震化に向けた経済的支援の継続

- 住宅所有者の経済的な負担を軽減するため、耐震診断や耐震改修工事に係る費用の一部を助成します。
- 住宅の耐震改修工事を実施した住宅に対する固定資産税の減額措置を継続します。

4) 一般への周知・普及啓発

- 広報おながわや女川町公式ウェブサイト等を活用し、耐震化の必要性や地震災害のリスク、補助制度、相談窓口などの情報発信を行います。
- パンフレットの配布やパネル展示により、耐震化の必要性や補助制度について周知します。

5-5 目標

年度ごとの目標は、次のとおりとします。

■年度ごとの実施目標(戸)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
耐震診断	2	2	2	2	2	2	12
耐震改修	1	1	1	1	1	1	6